

第 17 号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

三谷町財産区有地の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和元年9月22日（日）午前5時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 蒲郡市三谷町大島3番 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 蒲郡市三谷町前田1番地13
齋藤 かおる |
| 4 | 事故の状況 | 上記日時及び場所において、三谷町財産区が所有する土地の斜面に生えていた木が倒れ、相手方所有の倉庫の屋根に当たり、屋根の一部が損傷した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 196,900円 |

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。